

保護観察処遇に関する一考察

—我が国における成人の刑の執行猶予者を中心に—

穴 倉 悠 太

- 1 はじめに
- 2 「成人に対する保護観察処遇」の意義
- 3 我が国における成人の刑の執行猶与者に対する「保護観察処遇」の展開

1 はじめに

我が国の保護観察処遇は近年大きな変革期にある。2006年に執行猶予者保護観察法が改正され、続いて2007年6月には更生保護法が成立するなど、立法レベルでの改正が進んでいる。また、法制審議会では引き続き「被収容人員適正化方策に関する部会」において、「社会奉仕命令」や「刑の一部執行猶与」の導入が検討されているという状況にある。

ところで、この「保護観察」は、そもそもどのような内容を指すものと考えられるのであろうか。本稿では、「成人に対する保護観察処遇」に注目して考察を試みたい。

考察にあたってはまず、「保護観察処遇」の概念を明確にしたい。その用語が指す範囲を明確にしなければ、形式的な輪郭があいまいになり、精緻な考察ができなくなると思われるからである。そこで本稿においては第一に、「社会内処遇」に含まれる要素を参考に、「成人に対する保護観察処遇」の意義を検討し、その形式的内容を明確にしたい。その際、特に「処遇」という用語について、「刑罰」「処分」といった類似する用語との比較を行いつつ、その内容・目的・範囲などの観点から慎重に検討することを考えている。

こうした定義の明確化を行った上で、我が国における成人の保護観察処遇のうち、刑の執行猶予者に対する処遇の展開を第二次世界大戦後に限定して分析し、その変遷を概観する。そして最後に、若干の考察を試みたい。

2 「成人に対する保護観察処遇」の意義

「社会内処遇」の本質的要素としては¹、犯罪者に対し、「施設への拘禁を行わない」点、「社会生活を営ませながら行われる処遇である」点などが挙げられると思われる。

このうち、「施設への拘禁を行わない」という用語の内容については、論理的には「施設への拘禁」の逆ということになる。また、「社会生活を営ませながら行われる処遇」という点については、「社会生活」とはどのような状態を指すのか、「処遇」とはどういうことなのかということをはっきりとせねばならないであろう。よって「拘禁」「社会生活」「処遇」といった用語の意味内容を明らかにする必要がある。こうした検討を通して、「成人に対する保護観察処遇」の意義を明確にしたい。

(1) まず「拘禁」についてだが、施設内処遇、とりわけ成人に科されうる自由刑における従来の「拘禁」観念は「社会生活の場からの強行的隔離」とされ、それは、①物理的設備、②監視、③逃走処罰による法的威嚇、により実現されると理解されていた²。しかしながら自由刑内部においても、開放施設処遇・外部通勤制度・外泊制度などが導入され、このうち特に後者二つの制度では、上記①②の方法が維持されないため、「社会生活の場からの強行的隔離」という観念は変革を迫られることとなった。その結果、拘禁の実質は、①対象者の衣食住にわたる生活の本拠が刑事施設に指定されていること、②一定期間内に刑事施設に帰還しなければ処罰されるという法的威嚇によって、対象者が行刑機関の間接的支配下に置かれていること、という形に修正されることになる³。保護観察処遇に関しても、こうした観念の変革を前提に考察する必要があると思われる。

①から、「拘禁」を行わない状態について考えると「対象者の生活本拠が刑事施設に指定されていない」状態ということになる。これにはさらに、最

広義では「一切の施設・住居が生活本拠として指定されていない」状態、広義では「刑事施設以外の施設が生活本拠として指定されている」状態、狭義では「任意に届け出た施設・住居を生活本拠として指定されている」状態の三つが考えられる。

次に②の逆を考えると、「一定期間内に施設へ帰還しなければ処罰されるという法的威嚇のない状態」ということになるが、これも、広義では「(施設への帰還に関しては) 一切の処罰が下されない、完全な法的威嚇のない」状態、狭義では、「処罰は下されないが、帰還しなければ処罰以外の何らかの処分を受ける可能性がある法的威嚇が存在する」状態の二つが考えられよう。

このうち①について、一切の施設・住居を生活本拠として指定しない、あるいは届け出た任意の施設・住居ということにすると、たとえば我が国においては暴力団事務所や簡易宿所、また近年ではインターネットカフェのような、長期に滞在することがあまり適切とはいえない地域を指定する可能性もある。犯罪者と呼ばれる人びとの中には、生活環境が原因で犯罪を行わざるを得なくなった者もいる。刑事施設でないといえど、貧困状態が長く続く可能性、あるいは犯罪を助長する可能性の高い場所を生活本拠とすることは、後述する「改善・社会復帰」との関連でも、適切ではないと思われる。対象者が誤ちを繰り返さないためにも、生活本拠については、処遇する者の側で、ある程度の管理をしておくことが望ましいであろう。よって、「刑事施設以外の施設が生活本拠として指定されている」状態という、広義の意味で用いるのが適切と思われる。

さらにそれとの関連で②について考えると、望ましい生活本拠を指定する必要があっても、一方でそれが強制的な拘禁にならないようにするということでは、施設の帰還に関しては、極力処罰はせず、それ以外の処分に対応していくことが望ましいのではないだろうかと思う。そもそも「社会内処遇」は、施設収容の弊害を回避し、その処遇環境を社会生活に近づける目的で現れてきたものである。そこで極度に監視を強化することは本末転倒な結果になりかねない。但し、「社会内処遇」も法律による制度化を考えた場合、強制的に行われることは避けられず、何らかの形で「行刑機関の間接的支配」

が存在することも避けられない。こうした点からは、狭義の意味で「処罰は下されないが、帰還しなければ処罰以外の何らかの処分を受ける可能性がある法的威嚇が存在する」状態としておくのが適切であると思う。

(2) 次に「社会生活」の意義だが、これには①「対象者の主な所在地域における一般市民や社会機関との積極的な接触・交流を通じた、衣食住をまかなうための生活」、②「必要最小限の接触・交流を通じた、衣食住をまかなうための生活」、③「そうした接触・交流が全く存在しない生活」が想定できる。①の状態が望ましいものの、社会内処遇とはいえ、刑事司法システムに巻き込まれた対象者が、直ちに一般市民や社会機関と積極的に接触・交流ができる可能性は低く、一方で「犯罪者」という地位にある対象者自身もまた、その記憶の鮮やかな間に積極的な交流をどれほど希望するかは疑問視される場所である。しかしながら、そうした交流の全くない状態では、現代社会では衣食住を自給自足することはほぼ不可能に近い。ここからは、②の定義が妥当であろう。

(3) 最後に「処遇」という用語の意義について検討してみたい。

処遇という用語は広辞苑等で調べると「取扱い、待遇」といった意味で用いられている。これを犯罪者に対し用いるならば「犯罪者の処遇」とは、「犯罪者の取扱い」ということになるが、同様に犯罪者に対して何らかの作用を与えることを指す用語としては、「刑罰」という用語が言葉が用いられることもある。また、「処遇」の指す範囲も、司法機関によるものを含むかどうかという関連で問題となる。よって「処遇」の意味内容を明確にする上では、近接する概念を定義する用語との違いや、その指す範囲を明確にしておくことが重要と思われる。また、何のために「処遇」を行うのか、というその目的も明確にしておかねば、実質的内容が明らかにならないであろう。逐次、以下検討していきたい。

(ア) 「処遇」の内容について

まず、「処遇」と「刑罰」の違いについて検討してみたい。

サザランドは「刑罰」の定義について、「刑罰」にあたるものとあたらないものを分けて述べている。その定義によれば、①「刑罰は集団がその団体としての資格において、該集団の成員とみなされる者に対して科する」もので

あり、②「刑罰は苦痛ないし害悪であるが、その害悪は計画的に作り出され、かつ、それが持っていると考えられる或る価値によって正当化されるものである。……刑罰概念は、苦痛を科することが有意義だと考えられている場合に限ることが望ましい」ものである⁴。そして、「戦争は刑罰でない。戦争の場合には、作用が外部の者に向けられるから。しばしば犯罪に伴う名誉の喪失も、集団が団体としての資格において行使するものでない限り、刑罰ではない」、「苦痛や害悪が単に偶然的なもので、できるならば避けらるべきだ」という場合には、それは刑罰ではない。受刑者の身体的欠陥を矯正するために行われる外科手術は刑罰ではない。なぜなら、苦痛が価値あるとか望ましいとかは考えられないからである。精神病者の監禁は、かれにとっては苦痛を意味するものであるが、刑罰ではない。現代の犯罪者処遇方法中のかなりのもの、特に少年裁判所におけるそれは、刑罰でない」としている⁵。

このうち、①に関して、「処遇」も制度化を考えた場合、それはやはり立法機関を通じて「法律」という形で実現することになる。その意味では、「集団がその団体としての資格において…科する」という点では「刑罰」と大きな変わりはないと思われる。

一方、②についてみると、「刑罰」においては「計画的で価値のある苦痛」が主たる要素とされている。これは言い換えるならば、「その苦痛が予定されたものであり、ある行為に対して科するに値するものであること」といえる。さらに、外科手術や精神病者の監禁など、苦痛を伴うことになるものを「刑罰ではない」としていることを考えると、「刑罰」は「苦痛をその主目的としている」ものであるが、「処遇」は少なくとも、「苦痛を主目的としたものではない」ということになる。

だがこれでは「処遇」の輪郭を消極的に意義づけたにすぎない。積極的な意義づけも検討する必要がある。

加藤久雄は「処遇」について、「語源的には、『待遇のしかた』とか『あつかい』を意味し、『処遇』に該当する英語の『Treatment』も、『取扱い』、『待遇』、『処置』、『処分』、『治療』の意味をもち、ドイツ語の『Behandlung』も『取扱い』、『待遇』、『操縦』、『治療』、『手当』などを意味する。このことから、『処遇』という言葉からは、『ある人の立場、状態、人格など

を考慮した扱い』というニュアンスを読み取ることができる」とし、また『『処遇』は、主に、受刑者その他の被収容者を取り扱うこと、という意味で、矯正領域で『矯正処遇』『施設内処遇』という専門用語として慣用されてきた。その場合に、処遇の方法としては、精神医学や心理学などの行動諸科学における治療方法に学び、犯罪者を一種の病者とみなし、これに医学的治療をほどこす、といういわゆる Medical Model の考え方に基づいていた。そのために『処遇』の内容も『治療』を意味するひびきをもっていた」と述べている⁶。

ここでは、「処遇」には単に「取り扱う」だけでなく、「立場、状態、人格に配慮した取り扱い」「治療」といった表現が含まれている点に注目できる。これらの表現から「犯罪者の処遇」の積極的な意義を考えると、①最広義では「犯罪者の取り扱い」、②広義では「犯罪者の人間としての行態に配慮した取り扱い」、③狭義では「犯罪者の治療のしかた」ということができよう。

しかしながら、単なる「取扱い」では、前述した「刑罰」との差異も含め、苦痛が主目的でないものであれば、どんなものでも「処遇」にあたることになってしまい、あまり積極的な意義を表現したとはいえない。一方、「治療」という表現を用いると、犯罪者を病人とみなすニュアンスが強まるが、これには、犯罪者はなによりも法に違反した者であるという批判があり⁷、直ちに「病人＝犯罪者」というイメージが強くなるような表現は妥当とはいえない。また、「犯罪と非犯罪との区別は、ある行為に対して、『犯罪という定義を貼る活動』によってはじめてもたらされるのであり、犯罪定義付け活動の対象となる『行為』の属性から導き出されるものではない⁸」という見解からは、犯罪の原因を行為者の人格や環境にばかり求め、その原因を除去する活動をひたすら推進することに対しても疑問が提示される。確かに、こうした人格や環境が犯罪の原因となる場合もあると思われるが、ある人間が「犯罪者」という立場に陥る過程には実に様々なドラマがあり、普通の人間があるきっかけで「犯罪者」になってしまうという視点を確保しておくことの方が重要であると思う。処遇を行う側には、たとえそれが苦痛を伴う結果になったとしても、常に彼らの人間性に配慮しておくことが求められるべきである。そうした過程に配慮するならば、②の定義が妥当であると思

われる。

(イ) 「処遇」の範囲について

次に、「処遇」の範囲について検討したい。

森下忠は、「犯罪者の処遇」を、「犯罪を防止し、犯罪者の社会復帰を容易にする目的で、犯罪者に対し、司法的決定の段階（司法的決定の前の段階を含む）でなされる刑事的処分および刑事制裁の決定と、矯正保護の段階でなされる再教育および更生保護の処置との総体を指す」としている⁹。

一方この見解に対し、加藤久雄は、「司法的決定前ないし司法的決定の段階における『決定』や『選択』を treatment（犯罪者の人格を考慮した取り扱い）の意味を持つ『処遇』という観念で理解してよいかどうか、慎重な再検討が必要であるように思われる。また、たしかに、刑事政策的能率・効果という点では、未決拘禁者、或いは、鑑別所において鑑別中の少年、さらには、鑑定留置中の者などに対して、それらの者の将来の社会復帰を想定して、すでにこの段階から何らかのいわゆる『処遇』的働きかけをした方が良い場合もある。しかし、罪責が認定されない限りは、こうした段階にある者は、やはり『無罪が推定された者』として取り扱うべきであろう。私は、……『処遇』とは、裁判所によってなされる司法的判断に基づいて、原則として、司法機関以外の公的またはそれに準ずる機関によって、対象者の社会復帰と社会の安全の確保のためになされる働きかけや援助などをいうと理解している」と述べている¹⁰。

ここでは「処遇」の範囲を「罪責の認定」の前後で分けるか、「決定・選択」を「処遇」に含むかどうか、「司法機関」を「処遇」の主体として含むかどうかということが論点となっている。

まず、「決定」と「選択」について、広辞苑に従えば、「決定」は「はっきりときめること」、法律上は「裁判所が行う判決および命令以外の裁判」という意味があり、「選択」は「えらぶこと。適当なものをえらびだすこと」という意味がある。

ここから、「処遇」が、「取扱い」というのに対して、「決定」や「選択」は、決定や選択を行う、「その行為自体」のことを指しており、また「決定」は「……裁判」とあるとおり、司法権に場面を限定した用語であるといえ

る。

よって、元の文言の意味からすれば、「決定」「選択」は「処遇」とは全く別の場面を指した言葉であるといえよう。ここからは、「処遇」という用語には、「決定」「選択」は含まないと解するのが妥当ということになる。

だが森下は、「犯罪者の処遇」について、処遇観念の歴史的展開に触れ、それが被収容者に対する施設内処遇から、社会内処遇へ移行し、さらに「司法的段階で、犯罪者（および非行者）に対し、どのような刑事制裁をどの程度に科すべきものであるか、を課題とすることになる」として、これを「司法的処遇」と呼んでいる¹¹。そして、「『犯罪者の処遇』という観念は、その重点を矯正処遇から司法的処遇に移してきている¹²」と述べている。そして、こうした事実を基に「司法的決定の段階」も「処遇」という用語の範囲として盛り込むことを主張しているのである。ただし、「司法的処遇」については、「処遇の重点が司法的段階に移ってくると、犯罪者の人格を考慮してどのような刑事制裁を、どの程度に科するかが、重要な課題とされる。……これに関連して、裁判前の段階における犯罪者処遇をどうするか、裁判所（司法権）がどこまで執行面に関与することが妥当か、という問題の検討も必要となる」と述べているように、司法権が処遇に関わる範囲についての配慮も欠いていない¹³。ところで、これだけでは「裁判前の段階」が、捜査段階のことなのか、裁判前の司法機関による調査段階を指すのかは明らかではないが、後に「司法的処遇の段階において、犯罪者に対して科すべき刑事制裁の選択決定をするためには、犯罪行為のみならず、犯罪者の人格を考慮に入れることが要請される。ここに判決前調査制度の必要性が認められる。……刑事訴訟を罪責認定の段階と処遇決定の段階との二つに区切ること、……が問題となる」と述べていることを考えると、これは後者の意味で用いているようである。こう考えると、森下説における「司法的処遇」の実質的内容は、「決定」「選択」よりも、その「決定」や「選択」に際しての調査段階のことを指しているといえよう。

よって、「処遇」の範囲に関しては、「裁判開始前の調査段階」を含むかどうか、その際、司法権が処遇の主体としてどこまで関与できるかという問題が含まれているといえる。

ここから「処遇」の範囲を考えると、広義では、①「司法機関による調査段階も含めた、公的機関あるいはそれに準ずる機関による取り扱い」、狭義では、②「司法機関による調査段階は含まず、司法機関以外の公的機関あるいはそれに準ずる機関によって行われる取り扱い」とに分けられるであろう。さらに①では、処遇への関与について、(a)「司法機関が判決の確定のために必要な限度で関与する」(b)「司法機関が判決確定後の対象者への扱いも考慮して関与する」という2種類が考えられると思われる。

思うに、刑事司法システムに巻き込まれることは、それだけでその人間にとっては相当の負担となる。裁判による判決が下される前段階では、その者は建前上「被疑者」「被告人」であり、無罪の推定が働くため、一般人と変わらぬ立場ではあるが、世間的には「犯罪者」という扱いを受けているとされても過言ではない。そうした段階において、それが対象者のためになるという理由から、何らかの働きかけを行うことまでも「処遇」の範囲に含めてよいものであろうか。確実な審理が行われ、犯罪を行ったという事実の確認が行われて初めて、「処遇」をすることが正当化されるべきであると思う。但し、刑事司法といえど、実態を見るならばそれも人と人との間で行われる営みであり、裁判による判決前の段階においても、対象者への何らかの働きかけが行われることは避けられない。実際、「刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律」にも、第31条に「未決拘禁者の処遇」についてが、また第三章には、「被留置者の処遇」に関する項目が規定されている。またそうした場面において「人間に相応しい取扱い」が求められることは、その後無罪になるにせよ、「犯罪者」と認定され何らかの取扱いを受けることになるにせよ、その者にとっては有益であろう。

そしてそのような場合、そこでの「処遇」とは「『犯罪者』もまた、ある種の人間に内在的な属性ではなく、外部から与えられたところの定義の一種である」という視点に立ち、肉体的・精神的・社会的な悪化を防ぐための「消極的処遇」であることが望ましいということになる¹⁴。

よって、成人に限定した場合、「処遇」の範囲については①の(b)の意義をさらに深め、「司法機関が、調査段階あるいは判決確定後の悪化を防ぐ目的で必要最小限度の関与をすることを含めた、公的機関あるいはそれに準ずる

機関による取扱い」としておくべきであろう。

(ウ) 「処遇」の目的について

「処遇」の目的とされる「社会復帰」は、これが特別予防目的に立脚する以上、「将来犯罪を繰り返すことのない人間」を前提としているとされる¹⁵。しかし、処遇の目的を指す用語については他にも「改善」「再社会化」といった類義語があり、これらの用語が使用される場合もあることを考えると、処遇の目的にはいくつかの異なる射程があると思われる。ここでは、こうした用語の差異に注目しながら検討したい。

まず、「改善」という用語であるが、これには「宗教的・倫理的色彩を伴う」という見解がある¹⁶。これは、「『善』という用語に引っ張られて、『宗教的ないしは社会倫理的に立派な人間』像や『国家・社会に有用な人間』像という超個人主義的なイメージが喚起され易い¹⁷」ことからである。ここでは処遇の対象として、「反社会的・反国家主義的」な人間像が想定されているが、「『個人の尊厳』を強調し、したがって価値観の多様化を許容する……文化状況のなかでは、こうした人間像の追求には自ずと懐疑的・批判的な風潮が出現する」とされ、「『再社会化』とか、『社会復帰』という用語が適切だ」という批判が現れる。

よって次に、「社会復帰」と「再社会化」について検討したい。

はじめに、「社会復帰」の内容を「犯罪者＝患者が治癒し、受刑生活＝入院生活からスムーズに社会生活に戻る場合」とする見解がある¹⁸。これは、「犯罪者＝患者」としているように、「処遇」という用語に含まれていた「治療」のニュアンスに呼応して、犯罪者を「心身に疾病や障害がある者」とする考え方が基にあり、「病人に治療を施して復帰させる」という「病状回復」を指していることになろう。しかし、犯罪者を病人、あるいは患者とみなす見解には、上述した「犯罪者はなによりも法に違反した者である」という批判が再度挙げられると思われる。

この批判に対し、次に、「社会復帰」の内容を、「人格障害や社会的ハンディのために人格的社会的発達を阻害されてきた者の人格的変容を目指す」とする見解がある¹⁹。ここでは、犯罪者の「人格の変容」を目指しているといえる。

さらに、「社会復帰」を「再社会化」と同義であるとみなし、その内容を「ある受刑者が犯罪行為前の生活状態に戻るのではなく、むしろ、その者がその人格の発達過程に相応して必要な『社会性』を身につけ、今一度、一般社会の生活に戻る」とする見解がある²⁰。ここでは、犯罪者を「社会性がない者」とみなしており、「社会性の獲得」を考えているといえよう。

しかしながら、「再社会化」には、その内容を「正常な社会生活に適応できない者につき、社会復帰させるため、社会適応性を付与すること。犯罪者・非行者等につき、その、人格に働きかけて反社会性を除去し、改善更生させること」とする見解もあり²⁰、「社会復帰」「再社会化」という用語の区別には、曖昧な部分も多い。

この「社会復帰」や「再社会化」の目的を整理するには、「人格の変容」と「社会性の獲得」との射程の差異を検討する必要がある。そのためには、「人格障害」や「社会的ハンディ」「社会性のなさ＝社会不適応」といった用語の意義が重要になってくるであろう。

「人格障害」とは、精神医学の用語である。ここでは「人格」を遺伝的要素の強い「気質」と、社会的・文化的な影響を受けやすい「性格」を含めた全体であると捉え、「人格傾向において、柔軟性がなく、適応不良で、著名な機能の障害か、または主観的苦悩の原因となっている場合」「平均的な人々の範囲からみて、人格が著しく偏っており、社会生活に破綻をきたす障害」「極端な考えや行いにより社会への適応を著しく脅かす人格的な状態」などと定義される²²。一方、「不適応」あるいは「社会不適応」は、「何らかの理由で個人と環境との調和が失われ……正常とされる行動から逸脱する場合」、「人が人の生活要求と社会的環境条件との調和均衡を保持できないで、社会的な方向以外へ解決の仕方を志向すること。個人相互間、個人と環境間、環境相互間の不適応ないし不調和を問題とする」などと言われる²³。

ところで、河合隼雄は、こうした人の「心」の問題について、ユングが「無意識の心的過程」の存在を認め、「意識と無意識の相補的な働き」を重視したことに触れている。さらに「適応」ということに関して、自分の周囲への外的適応のみならず、自分の内部における内的適応の重要性にも触れ、ユングの「われわれは外界に対してのみならず、内的世界に対しても適切な態

度をとらねばならない」という言葉を引用している²⁴。

一方、人格の問題に関しても河合は、「われわれの意識も自我 (ego) を中心としてある程度の安定性を持ち、統合性をもっている。そして、このためにこそ、われわれは一個の人格として他人に認められているわけである。しかしながら、その安定した状態に人間の自我はとどまることなく、その安定性を崩してさえ、より高次の統合性へと志向する傾向が、人間の心の中に認められる。……そのような働きを、もはや意識の中心としての自我に帰すことはできない」と述べている²⁵。そしてユングの「自我が意識の中心であるのに対して、自己は意識と無意識とを含んだ心の全体性の中心である」という考えに触れ、「われわれ全人格の中心はもはや自我ではなく、自己であることを悟るであろう」と述べている²⁶。

このように考えると、人格障害の状態であれ社会不適応の状態であれ、こうした問題に向き合う際には、人間の「心」の問題に踏み込むことになると思われる。よって究極的には「『心』=内面の問題に対処し、その解決」を目指すということになるであろう。

では、「社会的ハンディ」についてはどうであろうか。「ハンディキャップ (handicap)」とは元は「不利な条件」という意味で用いられるほか、「身体的・精神的欠陥」の意味で用いられる場合もある。ここから「社会的ハンディ」というと、「社会的に不利な条件」となるが、そこには身体・精神障害や、経済的貧困、性・人種・職業・階級差別などが含まれてくるとと思われる。

この内容のうち、身体・精神障害については、上述した「人格障害」や「社会不適応」と関わる、本人自身の「内面」の問題であるといえよう。一方、それ以外の経済的貧困や差別については、本人を取り巻く人的・物的な社会・生活環境についてを指していると思われる。よってこちらは、「環境的な問題を安定させ、その解決」を目指すものと思われる。

よって、「社会復帰」というときは、「犯罪者や非行をした者の内面の問題あるいは環境的な問題に対処し、その解決を図る」ということになるが、これは特に「内面の問題に重点を置く場合」「環境的問題に重点を置く場合」に分けられることになろう。このうち、対象者の内面の問題に重点を置く場

合には、個人の思想や嗜好など、価値観の変容という結果を必然的に伴うことになり、環境的問題よりもいっそう「個人の尊厳」ということに関わることになる。よって、こうした内面の問題については、補充性の点からも、必要最小限度の介入になるよう目的設定をしておくことが望ましいように思われる。

3 我が国における成人の刑の執行猶与者に対する「保護観察処遇」の展開

以上のような分析に基づき、我が国における成人の刑の執行猶与者に対する保護観察処遇の立法・行政レベルでの展開を、第二次世界大戦後から概観してみたい。

(1) 刑の執行猶与者に対する保護観察処遇の変遷

戦後に制定された執行猶与者保護観察法（以下、観察法と呼ぶ）は、2006年に改正され、さらにその翌年に更生保護法として生まれ変わった。その変遷は以下のとおりである²⁷。

まず、目的規定についてだが、観察法においては「本人の更生の助長」のみを示す形で定められていたものが²⁸、更生保護法においては「再犯防止」と「改善更生」になった²⁹。

次に、運用に関する規定について、観察法では補導援護を重視する形で定められ、この規定に基づき「補導援護」の条文が「指導監督」よりも先に置かれていたが³⁰、更生保護法ではその処遇方法が、「指導監督及び補導援護を行うこと」と定められ、「指導監督」「補導援護」の順で規定が置かれた³¹。

さらに、遵守事項についてみると、観察法においては、「すみやかに一定の住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にこれを届け出る」こと、「一、善行を保持すること」「二、住居を移転し、又は一箇月以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出る」という一般遵守事項のみであった³²。しかし、改正された観察法では、一般遵守事項における

転居・旅行についての規定が見直され、その手続が保護観察所長への「届出制」から「許可制」に変わり、旅行の期間も「一ヶ月以上」から「七日以上」に短縮されたほか、裁判所の意見を聞いた上で特別遵守事項の設定をすることが可能になった。さらに更生保護法においては、一般遵守事項が整理され、「善行を保持すること」という文言が改められたほか³³、「住居の届出と居住指定³⁴」、「往訪面接の義務化・生活実態報告の義務化」が新たに加えられた³⁵。また、特別遵守事項も整理され、純粹な取消基準として具体化されると共に、いわゆる「処遇プログラム受講の義務化」「更生保護施設における処遇」の規定が設けられ、その変更・取消も可能になった³⁶。さらに、遵守事項とは別に「生活行動指針」が設定され、対象者がこの指針に即して生活・行動することが定められた³⁷。

一方、行政での運用レベルにおいては、1961年の保護観察官による「重点観察」実施以降、1967年には「処遇分類制」が導入され、1971年から73年には保護観察官による直接担当制度などが実験的に実施された。その後1974年には保護局長依命通達「交通事件対象者に対する保護観察の効率的運用について」が、1981年には保護局長通達「覚せい剤事犯対象者等に対する更生保護の措置の強化について」が出される。そして、1986年にはそれまでの研究成果をふまえ、「保護観察分類処遇制度」が改正され、分類基準表が少年から成人まで保護観察の種類ごとに分けられ、分類項目数や評価点に関する改正が行われた³⁸。その後1990年に保護局長通達「保護観察類型別処遇要領の制定について」が出されたが、ここでは、短期保護観察を除く全ての対象者が類型認定されることになっており、「覚せい剤事犯対象者」「性犯罪等対象者」など、全部で10の類型が定められた。この類型別処遇は2003年に改正され、問題飲酒や高齢、ギャンブル等依存などの新たな類型が加えられている。さらに翌2004年には薬物事犯対象者に対する簡易尿検査を活用した保護観察処遇が導入され、2006年には重大再犯事件を機に、矯正局・保護局が共同で策定した性犯罪者処遇プログラムが導入される³⁹。また、重大再犯事件の一つが対象者の所在不明から起こったことを機に、2005年からは警察との連携による所在不明者の調査制度も開始されている⁴⁰。その後、分類処遇は段階別処遇制度に改められ⁴¹、処遇プログラムについては、2008年に覚せい

刑事犯者処遇プログラムと暴力防止プログラムが新たに策定された⁴²。

(2) 分析と考察

成人の保護観察付執行猶予者の処遇に関するこうした流れを見ると、第一に、居住地については、「任意の届出」型から「居住指定」型へと変遷している。一方、転居や旅行の要件が厳格になり、居住が一般遵守事項で義務付けられ、所在不明者に対する警察の調査が始まったことから、居住しない場合の威嚇がより明確化されたといえる。

第二に、処遇の内容について検討すると、その処遇主体は行政機関である保護観察所であるものの、裁判所の意見を聞いた上での特別遵守事項の設定、さらにその変更や取消に関する裁判所の役割も一層強調され、司法機関の関与が重要性を増したことが挙げられる。また、処遇方針についてみると、「補導援護」重視から、遵守事項を守るための「指導監督」も重視される傾向に変わり、「往訪面接・生活実態報告義務」と生活行動指針によって、さらにその行動統制は強化されている。また、類型別処遇や段階別処遇が充実し、処遇プログラムが続々と導入されたところを見ると、処遇の性質は「犯罪者の人間としての行態に配慮した取り扱い」から、「犯罪者の治療」に近いものになっているといえよう。これに関連し、処遇の目的についても、「犯罪者の内面の問題」に積極的に関わるような方向性へと移行しているように思われる。

以上のように分析すると、成人の保護観察付執行猶与者に対する処遇は全体として対象者への働きかけが厳格になる方向へ移行しているように見える。しかしながら、この傾向にはいくつかの疑問が挙げられる。

まず、対象者の人格や環境に対する調査・診断機関を持たない司法機関が、特別遵守事項の設定や変更などに積極的に関与することはどこまで適切なのか。事実認定を中心とし、責任に応じた刑の言渡しを主な業務とする我が国の司法機関がこうした保護観察処遇の一端を担う場合は、慎重な運用が求められるであろう。「犯罪者」となる前段階の者には、消極的処遇目的が掲げられ、処遇の主体としては、対象者のさらなる悪化を防ぐことを優先すべきである。遵守事項のような、その者の後々の「処遇」において重要なウ

エイトを占める意見を述べる場合には、多くの信頼できる結果に基づく適切な意見への努力が払われるべきであろう。特に、現在導入が検討されている「刑の一部執行猶与」制度は、3年以下の懲役・禁錮の判決を言渡す場合、刑期の一部についての執行を猶与し、猶与期間に保護観察処遇を行うこととされているが、判決を言渡す時点で、裁判官が適用について判断することが予定されている⁴³。これも、司法機関が対象者の将来を長期に拘束することになる決定を行う以上、慎重な判断が要求されるべきであろう。そのためには、可能な限り、対象者への人格や環境の調査を徹底していくことが望ましい。

次に、処遇の内容であるが、対象者の統制を強化し、「治療」型の処遇を展開する場合には、たとえそれが「苦痛」を主目的としないものであるといっても、実態としては対象者への「苦痛」を伴う可能性がある。また、遵守事項を守り、生活実態を報告し、さらに生活行動指針にも配慮をする生活の中で、「健全な社会生活」がどれほど送れるであろうか。こうした生活態度の過度の強調は、居住指定制度とも相俟って、本来望ましい「対象者の主な所在地域における一般市民や社会機関との積極的な接触・交流を通じた、衣食住をまかなうための生活」への移行をも難しくする可能性がある。対象者の外的環境を配慮した処遇も行っていくことこそ、社会生活へのスムーズな移行を可能にすると思われる。その意味では、現在厚労省との連携において進められている就労支援の試みや福祉機関との連携も強調し、バランスをとっていくべきであろう⁴⁴。特に、法制審議会では現在、「社会奉仕命令」の導入が検討されている⁴⁵。これは「保護観察の条件」としての導入を予定しているようであるが、強制されるのであれば、実態としては対象者にとって「苦痛」を主目的とすることと変わりなくなる恐れがある。その導入に際しては、「苦痛」をなるべく伴わない形で、社会生活へのスムーズな移行につながるような慎重な配慮が求められるべきであろう。

以上、若干の考察を行ったが、ここでの指摘はあくまで「保護観察処遇」の枠内に止っている。さらに重要なのは、刑事司法システム、あるいは社会システム全体の中で、「保護観察処遇」がどのように位置づけられるべきかを、全体的な視点から考察していくことであると思われる。その意味では、

今回の考察は矮小なものにすぎない。今後の研究へと課題を示した上で、本稿を閉じることにしたい。

- 1 たとえば、武内昭夫他「新法律学辞典（第三版）」（有斐閣・1989年）には「犯罪者を、矯正施設に拘禁せず、社会内で自律的な生活を営ませながら処遇を行う制度で、施設外処遇ともいい、施設内処遇に対応する概念である」とある。他に、三井誠他「刑事法辞典」（信山社・2003年）には、「施設内処遇に対応する概念で、犯罪者に社会内で自律的な生活を営ませながら、その改善更生を助ける制度」とある。また、犯罪学研究会「犯罪学辞典」（成文堂・1982年）には、「施設内処遇に対することばで施設外処遇ともいう。……いわゆる刑務施設外の施設利用も含めて広くこの用語に従う」と説明されている。
- 2 石川正興「拘禁と処遇－施設内処遇（その1）」、法学書院「受験新報」（1993年9月号）参照。
- 3 石川、前掲「拘禁と処遇－施設内処遇（その1）」参照。
- 4 サザランド・クレッシー、「刑事学原論II」平野龍一・所一彦訳（有信堂・1962年）、5-6頁。
- 5 サザランド、前掲5-6頁。
- 6 加藤久雄「犯罪者処遇の理論と実践」（慶應通信・1984年）、7頁。
- 7 森下忠「刑事政策の新展開」（有信堂・1968年）、9頁。
- 8 石川正興「刑事政策の活動内容－刑事政策の概念(1)」法学書院「受験新報」（1991年10月号）参照。
- 9 森下忠「刑事政策の新展開」（1968年）5頁。
- 10 加藤、前掲10頁。
- 11 森下、前掲書3-5頁。
- 12 森下、前掲書5頁。
- 13 森下、前掲書12頁。
- 14 この「消極的処遇目的」について、石川正興「犯罪者処遇の目的－犯罪者の処遇(1)」「受験新報」（法学書院・1993年5月号）、「改善・社会復帰行刑の将来－アメリカ合衆国と日本の場合－」（比較法学14巻1号・1979年）参照。
- 15 石川正興「刑罰の意義と目的－刑事制裁(2)」「受験新報」（法学書院・1992年5月号）32頁。
- 16 石川、前掲「刑罰の意義と目的」32頁。
- 17 石川、前掲「刑罰の意義と目的」32頁。
- 18 加藤、前掲14頁。
- 19 前掲「刑事法辞典」参照。
- 20 加藤、前掲14頁。なお加藤はこれを「再社会化」の定義として説明しているが、「日本語としては……『社会復帰』の方が、その内容を適切に表現しているように思

われるので、……『社会復帰』という用語を使うことにする」としており、「社会復帰」のことを指していると思われる。

- 21 前掲「犯罪学辞典」参照。傍点筆者。
- 22 アメリカ精神医学学会「精神障害の分類と診断の手引き」(DSM-IV)等による。
- 23 前掲「犯罪学辞典」参照。
- 24 河合隼雄「ユング心理学入門」(培風館・1967年), 194-196頁。
- 25 河合, 前掲書220頁。
- 26 河合, 前掲書223頁。
- 27 執行猶予者保護観察法の改正に関しては, 山田憲児「執行猶予者保護観察法の改正について」(日立みらい財団『犯罪と非行』150巻, 2006年)参照。また, 更生保護法の趣旨に関しては, 藤本哲也「更生保護法成立の意義」, 小新井友厚「更生保護法の概要」, 岡田和也「保護観察の充実強化」(ぎょうせい『法律のひろば』第60巻8号, 2007年)4~37頁。
- 28 執行猶予者保護観察法(以下, 観察法と呼ぶ)の目的は1条で「保護観察に付された者のすみやかな更生に資すること」と規定された。これは, 4号観察の目的が懲罰的に本人の自由を制限することではなく, 本人の更生を助長することであると示すためであった。最高裁判所事務総局「刑事裁判資料94号 執行猶予者保護観察制度について(プロベーション関係資料(二))」(1954年), 14頁。
- 29 更生保護法の目的規定を見ると, 1条に「犯罪をした者……に対し, 再び犯罪をすることを防ぎ, ……これらの者が善良な社会の一員として自立し, 改善更生することを助けるとともに, …社会を保護し, 個人及び公共の福祉を増進することを目的とする」とある。ここには, 「再び犯罪をすることを防ぎ」という文言と「社会を保護し」という文言が入っているが, これは「再犯防止と改善更生が不即不離のものである」という有識者会議における指摘から盛り込まれたものであった。前掲「法律のひろば」6頁・22頁。
- 30 観察法2条。「執行猶予者保護観察法の対象が刑の執行猶予の言渡しを受けた者であり, 犯罪者予防更生法における矯正施設に収容された経験のある者と異なっていること, また, 執行猶予者観察法の対象者には, 一家の支柱として社会生活を営む者が多いので, みだりにその社会活動を制肘することがないように, 職業等にも注意して運用すべきであること」が理由であった。前掲「刑事裁判資料」14頁。
- 31 更生保護法49条1項には, 「保護観察は, 保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として, 第五十七条に規定する指導監督及び五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする」とある。これに基づき, 57条・58条に「指導監督」「補導援護」の順で規定が置かれている。
- 32 観察法5条。この理由としては, 特別遵守事項は裁判所で定めることになるが, 当時の刑事司法手続の下では困難が予想されること, 一般遵守事項だけでも, 保護観察担当者の指導監督のやり方によっては, 十分に成果が挙げられることなどがあった。前掲「刑事裁判資料」16頁。

- 33 更生保護法50条1号。これは「善行の保持」という文言が、一般的な水準以上の倫理的・道徳的な振舞いを要求しているのではないかという誤解を呼ぶため、その使用を避けた結果であり、意味は同じである。前掲「法律のひろば」22頁。
- 34 更生保護法50条3号。これにより、保護観察対象者の居住指定が明確化されたといえる。
- 35 更生保護法50条2号。これは、保護観察に付されることによって当然生じる対象者への義務規範を明示し、一般遵守事項の内容を整理するため導入された。前掲「法律のひろば」22頁。
- 36 更生保護法51条。これは、それまでの遵守事項が、生活指針的・努力目標的な事項や抽象的な事項をも含み、かなり自由に設定されてきたことへの批判を受け、「必要性の要件」「具体性の要件」「類型該当性の要件」の3点から、その内容が不良措置をとることが想定されうるような、具体的かつ特に必要と認められる規範に限定された結果であった。
- 37 更生保護法56条。これは、「今までの遵守事項には、行動規範的な要素と、取り消し基準としての要素が混在していた」という有識者会議における指摘を受け導入されたものであり、違反をしても不良措置をとることがおよそ想定されない事項として組み込まれたものである。前掲「法律のひろば」24頁。
- 38 この「分類処遇による保護観察の実施について」（昭和61（1986）年7月9日保護局長通達第299号）では、「5、分類手続」③において、「次のいずれかに該当するときは、Aと判定し、それ以外はBと判定する」と定められている。そして③の「イ」では、「A評点には該当しないが次の事項のいずれかに該当するとき」として、「(ア)重大な薬物・アルコール濫用問題がある。(イ)組織暴力団等の構成員で、反社会性が特に強い。(ウ)精神障害者で、社会適応上困難な問題を持つ……」等、問題のある対象者をA分類として、保護観察官の積極的な関わりを促すような規定になっている。法務省保護局編「保護観察関係法規」（日本更生保護協会、2006年）参照。
- 39 この処遇プログラムは認知行動療法の理論を基礎とした「コア・プログラム」と、その開始前に実施する「導入プログラム」、対象者の生活実態把握と指導を行う「指導強化プログラム」、対象者の家族に対し協力を求めていく「家族プログラム」の4つから成り立っている。この時点での4号観察対象者への適用は1,009名であった。この点につき、名執雅子・鈴木美香子「法務省における性犯罪者処遇プログラムの策定経緯とその基本的枠組について」（日立みらい財団『犯罪と非行』149巻、2006年）参照。また、近年の処遇技法を包括的に説明するものとしては生島浩「保護観察の技法」、認知行動療法については、嶋田洋徳「認知行動療法とは？」（日本更生保護協会『更生保護』58巻4号、2007年）参照。
- 40 警察の所在不明者調査については、観察法13条1項、更生保護法では30条の規定に基づき、通常の警察活動の範囲内で発見するという方法がとられている。野田哲之「所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の所在調査に関する保護観察所に対する協力について」（立花書房『警察学論集』第59巻7号、2006年）参照。

- 41 段階別処遇制度は、処遇の難易に応じて保護観察の処遇に段階を設けるものである。再犯可能性、改善更生の進捗および補導援護の必要性を的確に把握し、問題性の深い対象者にはより重点的に保護観察を実施することとされている。
- 42 この2つのプログラムも性犯罪者処遇プログラムと同じ「認知行動療法」に基づいている。
- 43 読売新聞朝刊，2009年1月30日・2月2日。
- 44 就労支援については、厚生労働省と一体化した就労支援対策を行っているほか、NPO法人「就労支援事業者機構」の設立を行い、協力雇用主等の発掘を強化している。一方、福祉との連携については、2009年度に更生保護施設への社会福祉士の配置のための予算要求を行っているほか、地域において福祉との連携を行うための「地域生活定着支援センター」の設置を進めている。
- 45 朝日新聞朝刊，2008年12月30日。読売新聞朝刊，2008年12月31日。